



2015年9月4日

各位

会社名 株式会社 日本取引所グループ
代表者名 取締役兼代表執行役グループCEO 清田 瞭
(コード 8697 東証第一部)
問合せ先 広報・IR部長 多賀谷 彰
(TEL (03)3666-1361)

子会社に対する訴訟の判決確定に関するお知らせ

当社の子会社である株式会社東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）が、みずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）から提起された訴訟につきまして、みずほ証券が2013年8月7日付にて上告の提起及び上告受理の申立てを、東証が同年9月27日付にて附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てを行っておりましたが、最高裁判所より上告を棄却する旨及び上告審として受理しない旨の決定がなされ、これをもって、東京高等裁判所により2013年7月24日に言い渡された控訴審判決が確定し（以下、「本判決確定」といいます。）、本件訴訟は終了いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 決定のあった年月日
2015年9月3日（決定書受領日：2015年9月4日）

2. 決定に至るまでの経緯

2005年12月8日に発生したみずほ証券によるジェイコム株式会社株式の誤発注事件に関して、みずほ証券から東証に対して、約415億円の損害賠償を求める訴訟が東京地方裁判所に提起され、2009年12月4日、同裁判所より東証に対して約107億円及び遅延損害金の支払いを命ずる判決が言い渡されました。これを受け、東証は仮執行宣言付判決に基づく強制執行を免れるため、2009年12月18日に同日までの遅延損害金を含め約132億円を支払いました。

この地裁判決に対し、みずほ証券が東京高等裁判所に控訴し、東証が附帯控訴しておりましたが、2013年7月24日、同裁判所により、みずほ証券による控訴を理由がないものとして棄却する一方、東証による附帯控訴には一部理由があるとして判決の一部を変更し、上記支払済みの約132億円と本判決による認容額約128億円との差額約3億円に年5分の利息を付して東証に返還することをみずほ証券に命ずる旨の判決が言い渡されました。

本訴訟は、この控訴審判決を不服としてみずほ証券が最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てを、東証が附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てをしていたものです。

なお、東証は、控訴審判決に基づきみずほ証券が返還すべき上記差額に利息を付した額約4億円について、既にみずほ証券から支払いを受けております。

3. 訴訟の当事者の概要

子会社（被被告人）の概要

名称 株式会社東京証券取引所
所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号
代表者 代表取締役 宮原 幸一郎

相手方（上告人）の概要

名 称 みずほ証券株式会社
所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
代表者 代表取締役 本山 博史

4. 決定の内容

最高裁判所の決定の内容は以下のとおりです。

- (1) 本件上告及び附带上告をいずれも棄却する。
- (2) 平成25年（受）第2282号事件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び上告受理申立費用は上告人兼申立人の、附带上告費用は附带上告人の各負担とする。

5. 今後の見通し

東証は、本件に関して2010年3月期に訴訟関連損失132億円を計上済であるため、本判決確定が当社連結業績に与える影響は軽微であり、当社連結業績予想の修正はございません。

ご注意：本資料に記載されている業績予想等の将来に関する記述は、現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいて記載したものであり、実際の業績等は、今後の様々な要因により大きく異なる結果となる可能性があります。

以 上